

【ご案内】高額療養制度 自己負担限度額の改定について

拝啓 残暑の候、皆様におかれましては、ますますのご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、高額療養費制度の自己負担限度額の改定が施行される通知がございました。

令和8年8月分より、自己負担限度額が下記の通り改定となりますので、お知らせ致します。

今回の改定は厚生労働省からの通知によるものですので、全国の医療機関共通の改定額です。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

所得区分			～2026年7月	2026年8月～	
70歳未満	70歳以上	年収目安	月額上限 (多数回該当)	月額上限 (多数回該当)	年間上限
ア	現役Ⅲ	約1160万円～ (月収：83万円～)	252,600円 + (総医療費－842,000円)×1% (多数回該当の場合：140,100円)	270,300円 + (総医療費－901,000円)×1% (多数回該当の場合：140,100円)	1,680,000円
イ	現役Ⅱ	約770万～約1160万円 (月収：53万～79万円)	167,400円 + (総医療費－558,000円)×1% (多数回該当の場合：93,000円)	179,100円 + (総医療費－597,000円)×1% (多数回該当の場合：93,000円)	1,110,000円
ウ	現役Ⅰ	約370万～約770万円 (月収：28万～50万円)	80,100円 + (総医療費－267,000円)×1% (多数回該当の場合：44,400円)	85,800円 + (総医療費－286,000円)×1% (多数回該当の場合：44,400円)	530,000円
エ	一般	～約370万円 (月収：～26万円)	57,600円 (多数回該当の場合：44,400円)	61,500円 (多数回該当の場合：44,400円)	530,000円
オ	-	住民税非課税(70歳未満)	35,400円 (多数回該当の場合：24,600円)	36,900円 (多数回該当の場合：24,600円)	290,000円
-	低Ⅱ	住民税非課税(70歳以上)	24,600円	25,700円 (多数回該当の場合：24,600円)	290,000円
-	低Ⅰ	一定所得以下(70歳以上)	15,000円	15,700円	180,000円

※過去12ヶ月に高額療養費の支給が3回以上ある場合の「多数該当」の限度額は変更ありません。

※令和9年8月以降、所得区分がさらに細分化される予定です。詳細につきましては改めてお知らせいたします。

ご不明な点等がございましたら、医事課までお問い合わせください。